

京都市告示第 5 3 0 号

平成 2 4 年 1 0 月 5 日京都市告示第 2 6 7 号（公営住宅法施行令第 2 条第 1 項第 4 号に規定する数値の決定等）の一部を平成 2 6 年 4 月 1 日から次のように改めます。

平成 2 6 年 3 月 7 日

京都市長 門川 大作

「

勧修寺北市営住宅	第 1 棟及び第 2 棟		0.7821
----------	--------------	--	--------

」

を

「

勧修寺北市営住宅	第 1 棟	103 号	0.9321
		その他	0.7821
	第 2 棟		0.7821

」

に、

「

勧修寺北市営住宅	第 3 棟	104 号, 106 号, 107 号, 207 号, 505 号及び 507 号	0.9321
		その他	0.7821

」

を

「

勧修寺北市営住宅	第 3 棟	104 号, 106 号, 107 号, 207 号, 405 号, 504 号, 505 号及び 507 号	0.9321
		その他	0.7821

」

に,

「

久世市営住宅	第5棟及び第7棟		0.7720
--------	----------	--	--------

」

を

「

久世市営住宅	第5棟	105号	0.9220
		その他	0.7720
	第7棟	102号	0.9220
		その他	0.7720

」

に,

「

川西市営住宅	第1棟		0.7969
--------	-----	--	--------

」

を

「

川西市営住宅	第1棟	511号	0.9469
		その他	0.7969

」

に,

「

辰巳市営住宅	第3棟から第7棟まで		0.7776
--------	------------	--	--------

」

を

「

辰巳市営住宅	第3棟, 第4棟及び第7棟		0.7776
		第5棟	201号
	その他		0.7776
	第6棟	202号	0.9276
		その他	0.7776

」

に,

「

石田東市営住宅	第7棟	102号及び505号	0.9304
		その他	0.7804

」

を

「

石田東市営住宅	第7棟	102号, 405号及び505号	0.9304
		その他	0.7804

」

に,

「

石田西市営住宅	第2棟	108号, 202号, 404号及び406号	0.9304
		その他	0.7804

」

を

「

石田西市営住宅	第2棟	108号, 202号, 404号,	0.9304
---------	-----	-------------------	--------

		406号及び408号	
		その他	0.7804

」

に,

「

石田西市営住宅	第7棟	103号及び402号	0.9304
		その他	0.7804

」

を

「

石田西市営住宅	第7棟	101号, 103号, 203号, 402号及び503号	0.9304
		その他	0.7804

」

に,

「

石田西市営住宅	第9棟	105号	0.9304
		その他	0.7804

」

を

「

石田西市営住宅	第9棟	105号及び301号	0.9304
		その他	0.7804

」

に,

「

深草市営住宅	第3棟	204号及び306号	0.9319
		その他	0.7819

」

を

「

深草市営住宅	第3棟	107号, 204号及び306号	0.9319
		その他	0.7819

」

に,

「

田中宮市営住宅	第1棟から第6棟まで		0.7695
---------	------------	--	--------

」

を

「

田中宮市営住宅	第1棟及び第5棟		0.7695
	第2棟	202号	0.9195
		その他	0.7695
	第3棟	203号	0.9195
		その他	0.7695
	第4棟	305号	0.9195
		その他	0.7695
	第6棟	206号	0.9195
		その他	0.7695

」

に改めます。

(都市計画局住宅室住宅管理課)